

第Ⅲ部 調査結果から見えてきたこと や課題

第1章 調査結果から見えてきたこと

ここまで、各分野における調査結果を概観してきた。以下、こうした調査結果から見えてきたことをまとめる。

まず男女間の平等感に関する結果から検討しよう。男性の方が優遇されていると回答する割合を高いものから並べると、政治(82.7%)、社会通念・習慣等(76.5%)、社会全体(73.1%)、職場(62.2%)、家庭(52.4%)となった。特に政治と社会通念・習慣等において、男性の方が優遇されていると感じている市民が多いことが明らかにされた。社会全体の中で、男性の方が優遇されていると考える市民も7割を超えている。この結果から、多くの市民がまだ男性の方が優遇されていると考えていることがわかる。したがって、男女共同参画社会に向けた活動やジェンダーの観点に立った政策をより積極的に展開していく必要があるものと思われる。こうした中、男女間で平等であると答えたものの割合が高いものとして学校があったことも付記しておこう。

次に性別役割意識についてみていく。性別役割意識は、男女共同参画社会の状況を測る上で重要な指標の1つである。質問内容はやや伝統的ではあるが、全国調査でも本調査でも継続的に聞かれているため、全国からみた名古屋の状況や継時的な変化を捉えることができる。

調査の結果、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対して、賛成が46.0%、反対が42.0%であった。第7回調査では、「わからない」という選択肢がなかったため、厳密な比較はできないが、傾向としては今回と同じく賛成が反対を若干上回っていた。その意味では、性別役割意識に関しては前回から大きな変化はないといえる。

ちなみに、平成26(2014)年9月に内閣府が実施した全国調査では、反対が賛成を若干上回っている。この結果からすると、名古屋市民はやや伝統的な性別役割意識を持っていると言えるかもしれない。

ただ、市民の意識の変化がうかがえる結果もある。選択的夫婦別氏制についてたずねたところ、前回調査の結果に比べ「認めた方がいい」と回答する割合が増加した。第7回調査では、「認めた方がいい」が22.0%だったが今回は31.5%に上昇し、逆に「認めない方がいい」は前回は43.1%、今回は34.9%と減少した。本質問項目は、性別役割意識におけるより根底的な部分にふれるものであり、こうした質問項目に対してよりリベラルな回答が増えている点は着目される。次回調査で、選択的夫婦別姓への賛同がさらに増えるのかどうか注目される。

次に地域活動に関する結果を検討する。地域活動への参加経験については、積極的な関わりをもっているものは全体の1割強にとどまり、女性14.1% 男性12.3%と大きな性差はみられなかった。参加活動として多かったものは、町内会・自治会、PTA・子ども会といっ

たものが中心となっている。こうした結果は、前回の調査とほぼ同様であった。

地域活動に関して注目すべき結果の1つは、女性会や地域女性団体の参加活動経験の割合が減少したことである。前回調査では8.2%であったが、今回5.1%であった。全体の中で考えると小さい動きだが、そもそも活動経験率が必ずしも高いわけではない中での減少であり、気がかりである。男女共同参画社会の推進にとって、地域にある女性会や地域女性団体の活動は重要な役割を担っている。今後も積極的に展開されることが期待されるため、こうした諸活動への助成、サポートが推進されるべきだろう。

一方、今後参加してみたい活動としては、1位は男女ともに教養・趣味・スポーツサークルであった。今後の地域参加の1つの鍵は、こうした同じ趣味や指向性をもった人々をどうつないでいくかという点にあるのかもしれない。

なお、育児、介護、地域活動に対する社会的評価の仕方に関しては、育児と介護に関しては全体の7割前後が手当の支給や税制上の優遇などで経済的に評価すると回答している。育児や介護への関わりは税制等の優遇措置をとっても妥当であるという市民の意識が裏付けられた結果となった。

今回、防災に関する質問項目を入れた。調査の結果、避難所の運営や男女別トイレなどに関しては全体の7割前後が必要であると回答した。しかし、「女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割意識の解消が必要だ」と答える者は全体の3割弱にとどまった。防災においてジェンダーの観点の重要性も認識しつつも、日常性の高い事柄に関しては必ずしも平等的な性別役割を求めない市民の意識も垣間みられた。

次に労働分野について述べる。女性の就業をめぐる考え方については、前回調査から動きがみられた。「子どもができてみずっと職業を持ちつづけるほうがよい」という継続型を支持する者の割合は男女ともに増加し37.9%になり、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という再就職型を支持する者の割合は38.8%となり、両者がほぼ肩を並べる結果となった。前々回調査、前回調査、そして今回調査と、継続型への支持が増し、再就職型への支持が減少している。次回調査では、継続型への支持が再就職型への支持を上回るかが注目される。

次に生活時間についてだが、指摘すべきは男性の長時間労働の実態である。先の結果でもみたとおり、男性の20歳代から50歳代までが11時間以上働いている者が2割から3割前後存在している。特に子育て期と思われる30歳代で29.8%、40歳代で33.4%の者が11時間以上働いている。男性の育児休業の推進も重要だが、それ以前に男性の働き方そのものを変えていかない限り、男性による育児への関わりは増えていかない。まずは有給休暇の消化率を上げていくなど、官民が一体となって基本的な労働慣行を粘り強く変えていくことが求められる。

仕事と家庭生活の重点に関する調査では、理想としては「仕事と家庭生活ほぼ半々」という回答が 48.0%と最も支持を集めた。次が「家庭生活中心」で 30.8%であり、「仕事中心」を理想とするものは全体で 17.2%、男性でも 24.9%にとどまっている。逆に現実でいうと、「仕事中心」と回答するものが男女ともに一番多かった。つまり、生活の重点は仕事と家庭ほぼ半分が家庭生活に置きたいが、実際には仕事生活に重きを置いた生活をしているということである。このライフスタイルにおける理想と現実のギャップは相対的な剥奪感を人々に与え、市民の幸福感を低減させる一因にもなるだろう。

今回は、ワーク・ファミリー・バランスに関する質問を入れた。近年ワーク・ライフ・バランスということが指摘されているが、その場合のライフの捉え方が多様に曖昧になる可能性がある。回答者が置かれた状況によって、異なる想定で回答される可能性がある。家族の責任の問題を明確に問いたい問題意識もあり、今回の調査では仕事と家庭の関係に絞って質問項目を設定した。

「仕事と家庭生活のバランスはとれている」との質問に、全体の 6 割強が「そう思う」「または「ややそう思う」と回答した。この割合には大きな男女差はみられなかった。次に、「仕事と家庭生活の両立で毎日があただしい」という質問に対して、全体の 6 割強が「そう思う」または「ややそう思う」と回答した。仕事と家庭生活のバランスはとれていると答えながら、仕事と家庭生活の両立であただしいと回答するというのは一見矛盾する結果である。

年齢層別にみていくと、男女ともに 60 歳代は、仕事と家庭生活のバランスもとれており、慌ただしいことも少ないということで 2 つの質問に対する回答の論理的な整合性は比較的高い。しかし、他の世代では仕事と家庭生活のバランスはとれていると回答しつつも、仕事と家庭生活の両立で慌ただしいと回答しており、論理的にはやや矛盾がみられる。この結果に対する 1 つの解釈としては、仕事と家庭生活のバランスが崩れているというわけではないが、あただしいと言えばあただしい日々を送っている市民が少なくないからかもしれない。

次に育児休業制度など家族支援制度の状況について述べる。育児休業制度、介護休業制度ともに、制度の有無については前回に比べ若干増えているが、ほとんど変わらない。利用のしやすさについても、ほとんど前回調査と変化がみられない。制度がないと回答している割合が育児休業制度で 4 割強、介護休業で 5 割強に及んでおり、今後も制度の制定と利用のしやすさに向けたサポートを続けていく必要がある。

職場における性別に起因した不当な扱いに関しては、前回に比べ全体の数値は若干低下しているように見えるが、その主たる原因は男性の結果によるもので、女性についてみていくと若干増えている（前回 15.1%今回 16.8%）。数値の動きは小さく誤差の範囲である可能性もあるが、性別による不当な扱いは女性で見た場合減っておらず、この問題に引き続き注視をし続けることが重要といえる。

次に、人権に関わる調査結果についてまとめる。項目としては、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢行為についてたずねた。加えて、DVおよびセクシュアル・ハラスメントについて相談を受けたことがあるかに関する質問やジェンダーの観点からみた人権用語に関する認知度が質問項目として設定された。

配偶者や恋人などからの暴力被害経験について、身体的暴力や行動の監視などの人権侵害にあたる暴力を男性よりも女性が多く経験していることが示された。セクシュアル・ハラスメントにおいても、女性の方が経験した者の割合が多い。ストーカー、痴漢行為においても、男性より女性の方が体験率が高かった。いずれにおいても、女性の被害経験が多いことは明らかであり、この点は男女共同参画社会の観点からみても、そして人権の観点からみても問題であると言える。性別による不公正をなくすとともに、こうした事案が1つでもなくしていけるよう、今後も継続的に対策を講じていく必要がある。

人権に関する用語の認知度については、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどマスコミ等でも用いられる用語に関しては、高い認知度を示した。逆に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、言葉とその内容も知っているとは回答したものは3.1%にとどまった。

最近、認知度が高まりつつあるセクシュアル・マイノリティは、「言葉とその内容も知っている」は13.6%、「言葉は知っているが内容はよくわからない」が19.8%となった。割合としては決して高くはない。しかし、セクシュアル・マイノリティがマスコミ等で報じられるようになったのが比較的最近のことである。このことを考えると、認知度は比較的急速に上昇してきているとみることもできる。結果をみると、若年層になるほど理解が浸透してきており、次回の調査までに、セクシュアル・マイノリティの認知度がどこまで上昇するのが注目される。

全体をまとめると、前回からみて変わった部分と変わらない部分が混在する結果となった。性別役割意識は大きくは変わっていないが、選択的夫婦別氏制への賛同が増加した。男性の長時間労働の状況は変わっていないが、女性が職業をもつことへの意識はより継続型が支持を集めるようになってきている。一方で、育児休業や介護休業がないと答える回答者は半数近くに及び、DVやセクシュアル・ハラスメント等の人権問題も変わらず存在している。

生まれつつある変化をしっかり踏まえながら、変化が生じず課題が残されている部分に関しては官民一体となったサポートや取り組みを含め、積極的に対策を講じていくことが必要となるだろう。

第2章 各領域における課題

1 男女平等意識や家族

男女の地位の平等感、性別役割分業意識、選択的夫婦別氏制度についてたずねた回答の結果から、今後の課題を述べたい。

はじめに、男女の地位の平等感の結果から、政治での男女不平等、労働での男女不平等の問題をとりあげる。世界経済フォーラムが報告している男女格差の指数（ジェンダー・ギャップ指数）においては、わが国は「教育」と「健康と生存」の領域ではほぼ男女平等の水準にある一方で、「政治への関与」と「経済活動の参加と機会」の領域では著しく男性優位になっており、本調査の結果もこれを反映したものと考えられた。世界水準で遅れをとっている（2014年では142か国中104位）日本全体の世論調査と比較して、さらに名古屋市では男女不平等感が強く存在していることが本調査から明らかとなったため、これにとりくむ意義は大きいと考えられる。

そのためにまず第1に、市政における女性の参画を促進することが重要だと考えられる。今回の調査における男女の地位の平等感のなかでは、とくに政治の場、法律や制度の上など社会政策とかかわる場面での男性優遇の意識が非常につよく見られた。これは、社会政策を決定する場面において、伝統的性別役割意識や男性優位の価値観が反映されやすい現状をあらわしているものと考えられる。したがって、「男女平等参画基本計画 2015」に示されているとおり、社会や政治における女性の方針決定への参画が促進されることが改めて強調される。加えて、社会的に強い影響力をもつ市政にたずさわる者が、積極的に男女の平等感を訴えるメッセージを発信することも、効果的となるだろう。

第2に、労働場面における男女の不平等の解消を目指すことが課題となろう。国においても女性の活躍推進が重要な政策のひとつとして掲げられている。名古屋市においてもこの流れに遅れることなく、女性の活躍推進のために、雇用での男女平等の推進、女性の職業能力開発などを進めていくことが重要であろう。ただし、労働場面での男女の不平等の問題には、女性の活躍不足だけでなく男性の過重労働の問題も表裏を成すものとして存在していることを指摘したい。女性が労働場面で活躍しようとする際に、過重労働の男性並みに働くことが要請されたり、たとえば女性の管理職の割合といった数値目標を達成するためだけに女性が登用されるようなことがあつては、女性の活躍は形骸化し真の解決からはむしろ遠ざかることが懸念される。したがって、この問題については、男性の過重労働の解消や育児・介護休業取得の推進、有給休暇取得の推進などと合わせて、女性の活躍推進を進めることが肝要であろうと考えられる。

最後に、本調査における世代間格差の結果から、若者世代への啓発が効果的だろうと考えら

れた。性別役割分業意識や夫婦別氏制度への意見など、性役割に関する態度・価値観が反映される質問項目においては、20～40 歳代、50～60 歳代、70 歳代という3つの世代間で格差があることが明らかとなった。人の態度や価値観はいったん形成されるとそれが変更されるのは、年を経るほど困難になる。しかし、若年層であれば価値観・態度の教育に対する反応性は高いと考えられ、実際に本調査からは若年層になるほどリベラルな価値観をもっていることが明らかとなった。したがって今後、男女の性別役割分業意識の解消や男女平等についての教育・啓発は若年層を中心に行うとより有効となるだろうと考えられた。

2 地 域

今回調査の結果からみて、地域領域における課題として、以下の4点を指摘しておきたい。

1 点目は、地域社会における方針決定過程への女性の参画促進である。地域活動への女性の参加経験割合は、消極的参加も含めると男性を大きく上回るにもかかわらず、積極的参加のみを対象とすると男性との差が見出されないという今回調査の結果は、地域活動の下部組織では女性が実働しているにもかかわらず、地域の各種委員の学区代表となると男性が多いという実態と呼応しているものと考えられる。

内閣府の第3次男女共同参画基本計画では、自治会長に女性の占める割合を平成22(2010)年の4.1%から平成27(2015)年には10%にすることを目指してきたが、進捗状況からみて目標達成は難しそうである。また、名古屋市の「男女平等参画基本計画2015」では、女性が地域の各種委員に占める割合について、平成22(2010)年から平成27(2015)年までに、区政協力委員を13.7%から15%へ、また、区政協力委員学区委員長を2.3%から5%にすることを目標として取り組んできた。前者の区政協力委員に女性の占める割合は目標に向けて順調に増加を示している点で評価できる一方、後者の区政協力委員学区委員長の割合は微増にとどまっている。学区という地域範囲での方針決定過程での女性の参画促進という点で、残された課題である。

2 点目は、地域での高齢者の見守りや子育て支援等の支え合い活動において、その担い手像を男女平等参画の視点からどのように描いたらよいかという課題である。

地域との関わりが希薄である割合は男性が女性を上回っているという結果は前回調査と同様である。一人暮らしの若者や高齢者の社会的孤立が社会問題とされる中、今回調査においても、男性・単身世帯では8割が地域との関わりが希薄であることが明らかとなった。このように地域との関わりは希薄化しているという実態が進行する一方、地域を基盤にして子育てや高齢者介護をめぐる支え合い・助け合いが必要との考えは強まっている。今回調査で、地域の親子の子育て支援のため何もする必要がないとの回答は数%にとどまり、地域の子どもを注意したり、親子に声かけしたりという地域の子育て支援活動が必要であるというニーズや思いを、男女ともに抱いていることが把握された。

地域を基盤にして子育てや高齢者介護をめぐる支え合い・助け合い活動を実現するには、今回調査の結果も参考にしながら、男女平等参画の視点から地域の担い手像を描く作業が早急に求められる。

3 点目は、2 点目とも関連するが、地域の福祉活動の経済的・社会的評価をめぐる課題である。

前回調査から、「家庭での育児」「家庭での介護」「地域における福祉活動」についての3つの分野について、その経済的・社会的評価について尋ねる質問を設けた。家庭での育児や介

護について、手当の支給や税制上の優遇などで「経済的に評価」という回答は、表彰などで「社会的に評価」や「評価の必要なし」を大幅に上回って高い割合を示した点は前回調査と同様である。ただし、前回調査に比べ、「家庭での育児」や「家庭での介護」について「経済的に評価」の割合がさらに高まるとともに、「経済的に評価」を求める回答の男女差が小さくなった。

一方、地域の福祉活動の経済的・社会的評価については、「家庭での育児」や「家庭での介護」と異なる回答傾向を示したことは、前回調査と共通している。「地域における福祉活動」については、全体では、「経済的に評価」と「社会的に評価」の割合がほぼ拮抗するとともに、「経済的に評価」の回答割合の結果が男女で同じ数値を示した。地域福祉活動の場合、男女ともに、経済的評価にとどまることなく、社会的評価が重要であると考えていることが把握できたことから、地域の福祉活動の促進のためにも、これらの評価を充実することが求められる。

4点目は、災害発生時の地域避難所運営における性別役割分担をめぐる課題である。

今回調査においては、地域防災の運営方針決定への男女平等参画の考え方や災害時の男女のニーズの違い等を把握する質問を初めて導入した。「男女別トイレや洗濯干場、授乳室の設置など、避難者のニーズに配慮すること」と「女性および男性が抱えた悩みや避難所生活上の問題を受け付ける窓口の設置」というジェンダー差を考慮に入れた避難所運営の必要性、および、「避難所の運営、運営方針の決定などにおいて、女性と男性がともに参加すること」という避難所運営方針の決定過程への男女平等参画の必要性については、男女ともに過半数以上が賛成を示した。しかし、「女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識の解消」については、他の選択肢に比べて低い回答割合にとどまるとともに、男性の回答割合が女性の回答割合を1割近く下回った。とくに男性の20歳代、30歳代、40歳代は、避難所運営における性別役割分担の解消が必要と考えるのは1割台にとどまった。

男女平等参画の視点からは平常時における性別役割分担意識の解消に向けての啓発に取り組んできたが、災害発生時の性別役割分担のあり方をどのように定めておくべきなのか。名古屋市の場合、南海トラフ地震が発生した場合には、大きな被害が発生するものと想定されている。いざという時に備えて、性別役割分担をめぐる地域の避難所運営の混乱を回避するためにも、この点の検討は不可欠である。

3 労働

労働分野における課題は以下の3点である。

1点目は、男性の長時間労働である。この点は、今回の調査に限らず、毎回の調査で示されるものである。結婚している場合、男性が長時間労働していることにより、女性の生活が家庭中心のものとなり、結果として性別役割分業を固定化させている。性別役割分業は、本人の能力や意欲ではなく、性別によりライフコースのパターンを大きく規定しており、人々の自発性や能力を発揮する機会を構造的に制約している。性別役割構造をできる限り解消していくために、そして日本の労働力のダイバーシティを高めていくためにも、男性の長時間労働の是正に官民あげて努めなければならない。

この点に関しては内閣府の「男女共同参画白書」をはじめ、多くの者が長時間労働の是正をこれまで主張してきた。しかし、日本の男性の労働時間はなかなか短くはならない。その意味では、これまでのように企業や個人の自主性に委ねるのではない方法も考えていく必要があるだろう。例えば、ドイツでは、午後6時以降に仕事することを禁止する方向で法改正に入っている。これは人々の健康を守ることが主たる目的とされているが、この法改正により労働時間が短くなれば、男女間での労働時間の差が短くなり、結果として性別役割構造の平等化にも寄与していく可能性があるだろう。

日本では、労働者に法的に取得する権利がある有給休暇でさえ取得率が低い現状がある。法的な対応に加えて、その運用を支える組織文化をも変えていく必要があるだろう。

2点目は、家族支援制度の充実と利用のしやすさの向上に関してである。1995年に育児休業法が制定され、各事業所に育児休業制度、介護休業制度が整備されることになった。当初は大企業中心に整備が進んだが、法制化から20年近くがたち、近年では中小企業においても整備が徐々に進んできている。しかし、今でも回答者全体の半分近くが、育児休業制度、介護休業制度がないと回答している。

育児・介護休業法が制定され約20年経過してもなお、約半分の回答者がこうした制度はないと回答していることに驚かされる面もある。育児・介護休業法は制定後改正を重ねており、その度企業規模に応じた猶予期間を設定しながら、多くの企業等での実施を求めてきた。平成22(2010)年に施行された改正育児・介護休業法により100人以下の中小企業にも全面施行となった。その意味では、法的には、企業規模に関係なく、すべての事業所に育児休業制度と介護休業制度および関連諸制度が規定されている必要がある。しかし、現段階では必ずしもそうはなっていないようである。

法的には、企業に育児休業制度や介護休業制度の規定がなくても、労働者は育児休業あるいは介護休業を取得することができる。しかし、先行研究において、育児休業の規定があるとこ

ろで、取得率が高くなっている。育児休業と介護休業の取得率を上げていくには、各企業において育児休業制度および介護休業制度の規定化を進めていくことが重要な課題になってくる。今回の調査結果に関しては、企業内に規定があるものの、そのことを就業者自身が認識していない可能性もある。この場合は事業主は育児休業、介護休業の規定があることを就業者に対して広く告知しておく必要がある。

育児休業制度や介護休業制度を企業内の規定に入れていくためには、各企業の事務作業が発生する。こうした作業は日常の業務に加えて行う作業になるため、なかなか手が回らない現状もあるだろう。その意味では、こうした作業を支援する助成金を出したり、サービスを整えることで、制度を規定化する企業が増えていくかもしれない。

なお、性別によるクロス分析を行った結果、男性は女性に比べ育児休業制度を利用しにくいと感じていることがわかった。この点を改善するためには、男性が育児休業をとりやすい組織文化の醸成や男性のワーク・ライフ・バランスを向上させるという明確な方向性を組織内のトップが打ち出しそれを組織内に浸透させる仕組みを創出することが重要になると思われる（例えば、育児休業や短時間勤務を男性に取得させた上司を人事上評価するといった仕組みを導入することも1つである）。

3点目は、上の2点とも重なるが、現在の仕事偏重の生活スタイルから人々を解放させることを基本とするべきであるということである。仕事と家庭生活の理想のバランスをたずねたところ、「仕事と家庭生活半々」か「家庭生活中心」と回答するものが男女ともに合わせると大半を占めた。つまり、人々が理想とする生活スタイルは、仕事中心ではないのである。

日本は高度成長期に大きく経済的に豊かになったが、その当時の労働慣行がいまだに残っている面がある。日本は高度成長期を1970年前半に終え、現在は成熟社会にあると言われている。成熟社会に移行すると、人々の関心は経済中心から多様な価値観が混合する社会へと移行していく。その意味では、高度成長期のモデルとなった仕事中心的な考え方から、成熟社会における働き方へのモデルチェンジを図っていく必要がある。

このような主張は珍しいものでない。1980年代の過労死問題をめぐる議論や1990年代におけるファミリーフレンドリーに関する議論においても、繰り返し主張されてきたものである。それでも基本的な課題は今でも残っている。つまり、企業や個人の自由意思にゆだねては、結局企業や個人は性別役割構造のもとで選択を行うので、合理的に、かつ企業や個人が意図していなくても、結果として性別役割構造を再生産してしまう。こうした状況を打開していくためには、日本も、欧米で取り組まれているポジティブアクションを採用していく段階にあると言えるだろう。

4 人 権

今回の調査において、人権に関わる問題として挙げたのは、あらゆる暴力の被害経験、配偶者・交際相手からの暴力(DV及びデートDV)やセクシュアル・ハラスメントの目撃と相談経験及びそれらに関する相談先、男女共同参画の人権に関する言葉の認知度である。時代の趨勢に応じて、過去の調査の性行動と性をめぐる施策についての意識に関する項目を削除し、新規項目として人権に関する言葉の認知度を入れ、内容を刷新した。

暴力被害経験では、以前から継続的に取り上げているDV及びデートDVの問題に加え、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーや痴漢行為などの被害経験を加え、配偶者・交際相手からの暴力については、同伴児童の目撃についての項目を追加した。さらに、セクシュアル・ハラスメントについては、オフィシャルな関係を利用しての身体接触も被害項目に加えた。そして、よりさらに身近であると考えられる目撃や相談の経験についても聞いた。また、DVに関する相談先については、以前の調査と同様に聞いた。

今回の調査結果において、女性の3人に1人(29.9%)が、DVの心理的暴力を経験しており、また、6人に1人(16.7%と15.5%)が脅しや身体的暴力を経験していることがわかった。さらに、セクシュアル・ハラスメントにおいては、女性の4人に1人が、オフィシャルな場での性的言動に不快感を持ち、5人に1人は、職場や学校、地域での関係を利用した身体接触を経験しており、被害経験率は低くないことがわかった。また、新たな質問項目の同伴児童のDV目撃は、全体が5.9%で、女性が8.2%であり、シェルターなどの被害女性を母集団とする調査と比べると少ないが、これも女性のほうが有意に高いことが示されている。

どの暴力被害も経験率は、女性のほうが高くなっており、過去の調査と同じ項目を比べると、今回の調査結果のほうが高くなっている。

暴力被害の経験率は高くなっているにもかかわらず、暴力の目撃や相談を受けたという回答は少なかった。

DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等の女性の人権に対する認識は高くても、暴力被害率は減少しておらず、女性に対するあらゆる暴力の防止に向けて、DVやセクシュアル・ハラスメント等についての理解を深めるとともに、次のような課題を踏まえた対策を考える必要がある。名古屋市は、DVにおける心理的暴力が多くみられ、暴力が第三者から見えにくく、より法的根拠に基づいた相談体制の充実が必要であろう。また、心理的暴力は、より被害者の自尊心を打ち砕き、心理的なダメージを与えるため、被害者と同伴児童の心理的なケア・プログラム及び自立支援計画の整備が必要である。さらに加害者に対する更生支援などの対策も必要である。

最後に、今回新しく質問項目を設定した言葉の認知度に関する質問を、ドメスティック・バ

イオレンス（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、セクシュアル・マイノリティに関して言葉とその内容についてたずねた。その結果、ストーカーの認知度の高さは、平成 25 年に改正ストーカー規制法も施行され、ストーカー事案の認知件数も多く、市民の関心も高いことがうかがわれた。

これに反して、男女共同参画社会の実現を目指す上で不可欠な概念である“ダイバーシティ（多様性）”の観点から、セクシュアル・マイノリティを項目に加えたが、認知度は低かった。セクシュアル・マイノリティは、人口の 5%程度いるといわれており、性の多様性の受け入れのための啓発活動が必要であろう。また、最も認知度が低かったのは、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツであり、内容については過去の調査でもたずねているが、あまり認知されておらず、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利でもあり、重要な基本的人権であり、啓発が必要である。加えて、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツもセクシュアル・マイノリティも若い年代のほうが、また最終学歴が大卒のほうが認知度が高かったことから、ジェンダーに関する言葉は高校の家庭科で扱われているが、更なる大学などの教育の場で十分にその学びを定着させ、生活実践と知識を結びつける教育が必要であると考えられた。

第3章 今後に向けて

名古屋市においては、1990年代から進めてきた男女共同参画に関する計画を継承発展するカタチで、21世紀に入って以降のこの15年間、2次にわたる基本計画のもと、女性と男性の平等とあらゆる分野への女性と男性の参画を目指して様々な施策や事業が取り組まれてきた。

まず、平成13(2001)年5月には、国の男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年度から22年度までの10年間を計画期間とする「男女共同参画プランなごや21」が策定された。次いで、平成23(2011)年3月には、平成23年から27年度までの5年間を計画期間とする「名古屋市男女平等参画基本計画2015」(以下、「2015計画」と記述)が策定された。この2015計画では、男女ともすべての市民が、性別にかかわらず、いきいきと活躍することにより、安心して豊かに暮らせる社会の実現を目指して、「男女の人権の尊重」「男女平等・男女の自立のための意識変革」「方針決定過程への女性の参画」「雇用等における男女平等」「家庭・地域における男女の自立と平等参画」という5点の目標が掲げられた。加えて、「女性に対するあらゆる暴力を根絶する」「男女平等参画の理解を定着させる」「男女がともに仕事と家庭・地域生活を調和できることを支援する」「名古屋市役所における男女平等参画を一層進める」という4点の重点項目が設定された。その後、それらの目標の実現に取り組むとともに、毎年、それらの推進状況についての報告が実施され、名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)にも掲載されている。

2015計画が4年目に入り、来年度に最終年度を迎えることから、今回の基礎調査は次期基本計画策定に着手する前年度に実施されることになった。したがって、2015計画の達成状況の分析・評価のためのデータ提供という役割も担っている。ここでは、今回の基礎調査の結果・分析から把握された諸課題を取り上げ、今後に向けての取り組むべき方向性として指摘しておくことにしたい。

第1は、人権侵害ともいえる暴力被害経験についてである。今回調査の結果では、女性の3人に1人が、DVの心理的暴力を経験しており、また、6人に1人が脅しや身体的暴力を経験していることが明らかにされた。さらに、DVに加え、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーや痴漢行為など今回調査の質問項目のいずれの暴力被害においても、経験率は女性が男性を上回る。そして、過去の調査に含まれていた同じ項目を対象に比べてみると、今回調査の方が高い経験率を示している。一方、暴力被害の目撃や相談を受けたとの回答は少数にとどまり、過去の調査結果と比べて低い率にとどまった。

このような結果から、名古屋市において、DVの心理的暴力が多くみられる一方、暴力が顕在化しにくいことや第3者から見えにくいことが特徴として見出される。心理的暴力は、

より被害者の自尊心を傷つけ、心理的なダメージを与えると指摘されている。被害者への適切な心理的なケアの整備が必要である。また、暴力被害の発生予防のためには、啓発の推進はもちろんのこと、加害者への更正プログラムの実施や男女それぞれの精神的自立及び経済的自立への取組が求められる。

第2は、男女の地位の平等感や家庭での伝統的な役割分担をめぐる意識についてである。初回の基礎調査から扱っている、古くて新しい課題である。男女の地位の平等感についての今回調査の回答結果も、前回調査と同様、社会全体として男性の方が優遇されているという意識が強いことが明らかになった。また、内閣府の調査結果と比べると、名古屋市では男性が優遇されているという意識の割合が高く、男女平等であるという意識の割合が低いという特徴が指摘できる。さらに、政治の場における男女の地位の平等感の低下は憂慮すべき点として強調しておく必要がある。近年、女性の活躍や男女共同参画の必要性が政治の場から積極的に発信されている。にもかかわらず、前回調査と比べ、今回調査では、その政治の場での男女の地位の平等感の低下、すなわち、男性が優遇されているという意識の高まりが見られた。自由回答欄には、「市議会、国会等、テレビで報道される程、男性の女性に対する意識は低いと思います。今だに「女のくせに！」と云う感覚があり、男女同権の道は険しいと思います。」や「国会・内閣に女性議員が少ない、女性のこまかい目線も必要」等の意見が述べられている。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という家庭における伝統的性別役割分担の解消に向けての意識啓発は多様な方法で取り組まれてきた。しかし、伝統的性別役割分担の解消に向けての市民の意識変化そのものは、必ずしも直線的には前進していない。伝統的性別役割分担の解消に向けての意識変化は、女性が先行する形で急速に進んだ1990年代の10年間に比べると、21世紀に入ってから15年間はやや停滞を示している。平成17(2005)年の第6回調査から前回の第7回調査までの5年間では、伝統的性別役割分業意識への賛成がそれまでの減少傾向から転じて、むしろ高まるという結果を示した。そして、今回調査では前回調査と同様の傾向を維持した。伝統的性別役割分担の解消に向けての意識変化は、全国平均と比べて名古屋市では遅々として進まない。その要因について、夫の稼働所得が全国平均より高いことに伴う合理的選択の結果という功利的な見方から、保守的な地域性の影響という文化的な見方まで多様に指摘されている。これらの分析を進めるとともに、引きつづき、男女に向けての意識啓発と実態の変容を促すための子育て支援の充実や女性雇用の受け皿の整備が不可欠であると考えられる。

第3は、雇用の場における育児休業制度や介護支援制度等の家族支援制度の充実と利用のしやすさについてである。諸制度の有無については、前回調査に比べ若干増えているが、ほとんど変わりが無い。育児・介護休業法が制定され約20年経過してもなお、約半分の回答者

がこうした制度はないと回答している。平成 22（2010）年に施行された改正育児・介護休業法により 100 人以下の中小企業でも導入されている必要があるが、実態は必ずしもそうはなっていない。制度がないとの回答には、育児休業制度や介護休業制度が企業内の規定に入っていないことを反映している場合もあれば、企業内に規定はあるものの、事業主による就業者への告知が不十分でそのことを就業者自身が認識していない場合もあると考えられる。これらについては、規定化や告知についての事業主の努力はいうまでもなく、事業主の取り組みを後押しする行政の支援も期待される。

利用のしやすさについても、ほとんど前回調査と変化がみられない。ただし、育児休業制度について、女性の半数は利用しやすいとの回答に対し、利用しやすいとの男性の回答は 3 割以下にとどまっている。男性が利用しやすくなるための取り組みが求められる。

第 4 は、男女のワーク・ライフ・バランスについてである。「男女がともに仕事と家庭・地域生活とを調和させることを支援する」ことは、2015 計画の重点項目のひとつである。今回調査の結果では、男女ともに約半数の人が「仕事と生活ほぼ半々」を理想としているにもかかわらず、現実には女性の 4 割以上に対して男性の 7 割以上が仕事に偏っていると回答している。その背景には、男性の長時間労働が指摘できる。今回調査の回答者においても、男性の子育て期に相当する 30 歳代や 40 歳代では 3 割以上が平日 11 時間以上働いている。長時間労働の解消のためには、官民が一体となって基本的な労働慣行を粘り強く変えていくことが求められる。

第 5 は、地域活動における男女平等参画についてである。「教養・趣味スポーツサークル」といった自己体験型の地域活動分野への高い参加意向は老若男女を問わずに引きつづきみられる。また、地域の子育て支援活動をはじめ、地域での助け合い・支え合いの必要性は、性別や世代の違いを超えて、支持されている。前回調査から、「家庭での育児」「家庭での介護」「地域における福祉活動」についての 3 つの分野について、その経済的・社会的評価について尋ねる質問を設けている。地域の福祉活動の経済的・社会的評価については、回答が経済的評価に集中する「家庭での育児」や「家庭での介護」と異なる回答傾向を示したことは、前回調査と共通している。地域の福祉活動については、全体では、「経済的に評価」と「社会的に評価」の割合がほぼ拮抗するとともに、「経済的に評価」の回答割合の結果が男女で同じ数値を示した。前回調査では、男性に比べ、女性が「経済的に評価」を求める傾向が示された点からの変化がみられた。したがって、地域の福祉活動の場合、男女ともに、経済的評価にとどまることなく、社会的評価が重要であると考えていることが把握できた。子育て支援や高齢者の見守り等の地域福祉活動への男女平等参画を促進していくには、適切な社会的評価の確立が不可欠である。

第 6 は、日常の防災活動や災害時の地域の避難所運営における男女平等参画についてであ

る。調査の結果、男性と女性のニーズの違いを考慮に入れた避難所の運営や男女別トイレなどに関しては全体の7割前後が必要であると回答した。また、地域の避難所運営方針の決定への男女平等参画について、男女いずれも7割近くが必要と考えている。しかし、「女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割意識の解消が必要だ」と答える者は全体の3割弱にとどまった。とくに、解消が必要と考える20～40歳代男性の回答は1割台にとどまった。また、自由回答欄には、「職場で台風接近中なぜ女性事務職を早退させ男性が残り警備するのか。一般的な力を出す状態でなぜ女性は見ているだけですか。交通事故に出合った時血まみれの被害者を女性は救出できますか。町内の催事で女性は口を出しても男性と同様にテナント張りができますか。色々な案件をみても女性は恐らく男性の1/3しかできないでしょう。これが現実です。」との意見がみられた。防災活動や避難所運営においてジェンダー視点の重要性が認識されつつも、伝統的性別役割分担に関しては必ずしも否定しない若中年男性市民の意識が垣間みられた。

被災地等からの報告によれば、災害時には、平常時より伝統的な性別役割分担意識が強くなるという。名古屋市の場合、南海トラフ地震が発生した場合には、大きな被害が発生するものと想定されている。いざという時に備えて、地域の避難所運営について、男女平等参画の視点から検討しておくことは大切である。

最後に、自由回答欄の記述内容にも若干触れておきたい。身近な経験を踏まえ、男女平等参画社会の実現に向けた施策が不十分である点を指摘する記述や積極的な取り組みへの要望の記述が多く見られる。一方、前回調査までの自由回答欄に比べ、行政が男女平等参画施策に取り組むことへの批判や不要との記述は減少した。前回調査以降、ホームページでの発信を強化したこと等が一定の功を奏したものと考えられる。なお、今回調査の質問紙票についての様々なご指摘については真摯に受け止めたい。前回調査に比べ回答しやすいように改善を試みたが、依然として回答しにくい質問項目が残された点は、次回調査に向けての課題としたい。

男女共同参画社会の実現に向けた政策的取り組みは、ジェンダーに関する客観的事実に基づいて進められてきたし、今後も事実に基づいて進められる必要がある。この基礎調査もそうした事実を明らかにする試みの一つである。男女平等の推進に向けた政策をめぐる議論が、感情や思惑ではなく、事実に基づいて進められていくためには、確かな事実を明らかにするための調査が今後も続けられていく必要があるだろう。

